

## 不足額給付 I (対象例になりうる例)

(例 1)

令和 5 年中所得よりも、令和 6 年中所得が減少した場合 (事業不振、退職等)

例) 課税者・妻・子の 3 人世帯の場合

令和 5 年中所得

>

令和 6 年中所得

令和 6 年分推計所得税	80,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額 (①)	10,000
令和 6 年度分個人住民税所得割額	70,000
個人住民税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額 (②)	0
令和 6 年度調整給付額 (①+②)	10,000
↓ 1万単位で切り上げ	
令和 6 年度調整給付額 (③)	10,000



令和 6 年分所得税 (実績)	65,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額 (④)	25,000
令和 6 年度分個人住民税所得割額	70,000
個人住民税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額 (⑤)	0
本来給付すべき額 (④+⑤)	25,000
↓ 1万単位で切り上げ	
本来給付すべき額 (⑥)	30,000



所得税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 3 万円  
 個人住民税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 1 万円

差額⑥-③の20,000円を不足額として給付

\* 令和 6 年度分個人住民税は、令和 5 年中の所得等を基に算定するため、変動しません。